

令和7年度（2025年度）

認可外保育施設に対する 集団指導

福祉部指導監査課 児童担当

はじめに

集団指導は、業務が適正に行われるよう、施設等の運営に関する基準の遵守等について、動画視聴により実施しています。

今回の集団指導の内容を参考に、今後とも適切な施設運営をお願いします。

目次

- 第1章 【指導検査】と【特別指導検査】について
- 第2章 令和6年度（2024年度）指導検査における指導事項について
- 第3章 令和7年度（2025年度）施設運営における注意点について
- 第4章 令和6年度（2024年度）の集団指導の結果について

第1章 【指導検査】と【特別指導検査】 について

【指導検査】

実際に施設に立ち入り、「運営管理」や「保育内容」等について確認します。

○指導検査の主な目的

- 適正な施設等の運営がされているか
- 保育の質が確保されているか
- 利用者支援の向上を図っているか

指導検査における実施方針について

- 八王子市では、八王子市保育施設等指導検査実施方針をもとに検査を実施しており、その方針は八王子市のホームページからみることができます。
詳細は、トップ > くらしの情報 > 高齢・介護・障害・生活福祉 > 社会福祉法人の認可等・社会福祉施設等の指導監査 > 児童福祉施設等の指導監査 > 児童福祉施設等の指導監査について に、下記のとおりに掲載していますので、ご確認ください。

指導検査実施方針

令和7年度（2025年度）における基本方針や重点項目、検査対象の選定方法等について定めています。

- [令和7年度\(2025年度\)八王子市保育施設等指導検査実施方針 \(PDF形式 290キロバイト\)](#)

指導検査の重点事項①

(1) 運営管理関係

ア 安全対策の徹底

- ・在籍児童に見合う基準面積が確保されているか
- ・消防計画に基づく職員の研修及び避難訓練の実施等の防災対策、安全対策が徹底されているか

イ 職員の確保及び処遇

- ・職員配置（指導検査）基準に定める職員の員数及び資格を満たしているか
- ・職員の状況を把握するため、雇用契約書、出退勤記録等が適正に整備されているか

ウ 事故発生時の対応及び事故の再発防止

- ・事故の発生又はその再発を防止するための措置を講じているか。
- ・事故発生後の対応について、必要な措置を講じているか。
- ・事故の状況及び事故に際して採った処置について記録されているか。

指導検査の重点事項②

(2) 保育内容関係

ア 健康・安全管理の徹底

- ・調理・調乳に携わる職員の細菌検査が毎月徹底されているか
- ・児童の健康診断（入所時・年2回の定期健康診断）は適正に実施されているか

イ 児童一人ひとりに応じた保育の徹底

- ・アレルギー児等の児童の状況に応じた食事の提供が適正に行われているか

ウ 保育の状況

- ・虐待防止等、子どもの人権に配慮した適正な保育が行われているか

指導検査における指導方法

【C判定】

→指導基準に適合していない事項で、B判定以外のもの。**改善報告書の提出が必要。**

【B判定】

→指導基準に適合していないが、軽微な事項又は改善が容易な事項。**改善報告書の提出が必要。**

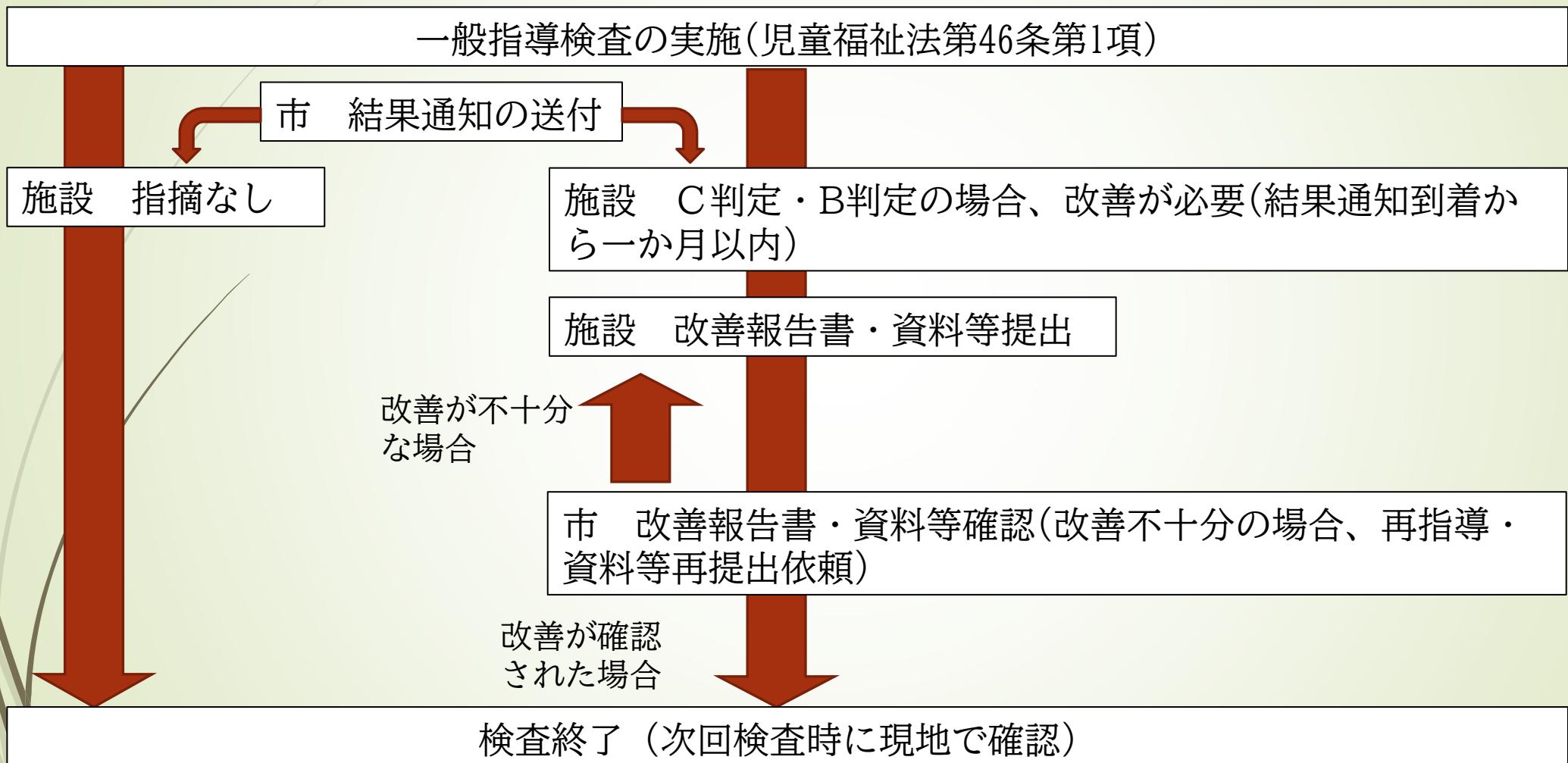
なお、B判定であっても児童の安全確保の観点から特に注意を促す事項及び前回指摘をしているにもかかわらず、改善意欲のみられない事項は「C判定」とする。

【助言指導】

→指導基準に適合している場合は、水準向上のための「助言指導」を行う。

指導検査基準については、市ホームページ > くらしの情報 > 高齢・介護・障害・生活福祉 > 社会福祉法人の認可等・社会福祉施設等の指導監査 > 児童福祉施設等の指導監査 > 児童福祉施設等の指導監査について

指導検査の流れ



【特別指導検査】とは

特別指導検査は次の場合が対象となります。

○八王子市児童福祉施設等指導検査実施要綱

- ・死亡事故等の重大事故が発生した場合又は児童の生命・心身・財産に重大な被害が生じるおそれがある場合等に実施

第2章 令和6年度（2024年度）指導検査における指導事項について

認可外保育施設指導監督基準について

◆市のホームページ

トップ > くらしの情報 > 子どもとその家庭 > 子育て施設情報 > 幼稚園・保育施設 > その他認可外保育施設 > 認可外保育施設の開設をお考えの方へ



設備・運営等に係る基準

- ・認可外保育施設に対する指導監督要綱
- ・別表1 認可外保育施設指導監督基準
- ・別表2 評価基準
- ・別表2-1評価基準（1日に保育する乳幼児の数が6人以上の施設）
- ・別表2-2評価基準（1日に保育する乳幼児の数が5人以下の施設）

指導監督基準については八王子市子育て応援サイト、ホーム>組織から探す>保育幼稚園課>保育幼稚園課（給付担当）>認可外保育施設について（関連ファイル）認可外保育施設に対する指導監督要綱（令和6年4月1日改正）

指導検査における確認事項について、
指導監督要綱別表1 指導監督基準より、
以下の項目を確認しています。

(運営管理)

- 1 保育に従事する者の数及び資格
- 2 保育室等の構造設備及び面積
- 3 非常災害に対する措置
- 4 保育室を2階以上に設ける場合の条件
- 7 健康管理及び安全確保
(4) (5) (8)
- 8 利用者への情報提供 (1)
- 9 備える帳簿 (1) (3)

交互

(保育内容)

- 1 保育に従事する者の数及び資格
- 5 保育の内容
- 6 給食
- 7 健康管理及び安全確保
(1) (2) (3) (4)
(6) (7)
- 8 利用者への情報提供
(2) (3)
- 9 備える帳簿 (2)

特定子ども・子育て支援施設等 (該当する施設は毎年確認)

- 1 子育て支援の提供の記録
- 2 利用料及び特定費用の額の受領
- 3 領収書及び支援提供証明書の交付など

令和6年度（2024年度）の認可外保育施設の指導検査実績

指導検査対象施設（2024年4月1日現在）

- ・ベビーホテル 4施設
- ・事業所内保育施設 19施設
- ・院内保育 12施設
- ・その他施設（認証保育所含） 11施設

対象46施設のうち、42施設で指導検査を実施。

令和6年度（2024年度）の指導検査の実績について

区分	運営管理	保育内容	特定子ども・子育て支援施設	計
C判定	10	0	1	11
B判定	6	1	0	7
助言	3	1	0	4
計	19	1	1	22

令和6年度（2024年度）認可外保育施設 指導検査結果の内訳

検査した施設（42施設）の内、

- ・C判定・B判定があった施設数（9施設）は、検査施設数の21%（R568%）

今年度は、運営管理を中心に指導検査を実施。

助言を除く指摘の件数は令和5年度の31件に対し、令和6年度は18件と減少しました。

令和5年度より、安全計画の策定が求められ、それによる指摘が多かったのですが、令和6年度は、安全計画と周知については、施設にご協力ご理解をいただくことができ、指摘件数が減りました。

なお、「認可外保育施設における安全計画の策定に関する留意事項について」が国通知で発出されていますので、安全計画は定期的に見直しを行い、必要に応じて変更を行ってください。

（国通知）認可外保育施設における安全計画の策定に関する留意事項等について

https://www.cfa.go.jp/assets/contents/node/basic_page/field_ref_resources/1b9d7664-123f-45d6-aea0-b6fbaf7ff788/8d430c25/20230401_policies_hoiku_ninkagai-tsuchi_21.pdf

C判定・B判定 18件 (R5年度31件)

主な指摘事項

- | | |
|---------------------------------|----|
| ① 月極契約入所児童数に対して必要な保育従事者が不足している | 2件 |
| ② 入所児童の在籍時間帯に1人勤務の時間帯がある | 3件 |
| ③ 避難消火等訓練内容が不適切である | 5件 |
| ④ 事故発生時に救命措置が可能となるような訓練を実施していない | 1件 |

【指摘事項】

- ①月極契約入所児童数に対して必要な保育従事者が不足している
 - ②入所児童の在籍時間帯に1人勤務の時間帯がある
- 【指導基準1：保育に従事する数及び資格】参照

指導監督基準1 保育に従事する者の数及び資格

(定員が6人以上)

(保育従事者数)

0歳児 3人につき1人以上

1.2歳児 6人につき1人以上

3歳児 20人につき1人以上

4歳児以上 30人につき1人以上

(※年齢別に小数点1桁（小数点2桁以下切り捨て）目までを算出し、その端数（小数点1桁）を四捨五入する。)

どの時間帯においても、在籍児童数に見合った必要な保育従事者数が配置されていることが必要。

また、有資格者（保育士又は看護師）の数は、保育従事者の必要数の3分の1以上が必要。

(定員が5名以下)

原則として、施設の開所時間については、常時2人以上配置が

必要。ただし、乳幼児の数が3人以下、かつ有資格者（保育士、看護師、保健師、助産師、家庭的保育研修修了者）であれば、1人配置は可。

【指摘事項】

- ③ 避難消火等訓練内容が不適切である
→ 【指導基準3：非常災害に対する措置】参照

指導監督基準 3 非常災害に対する措置

避難及び消火に対する訓練を毎月1回以上実施しなければならない。

○訓練内容は、消火活動、通報連絡及び避難誘導等の実地訓練を原則とする

【指摘事項】

- ④ 事故発生時に救命処置が可能となるような訓練を実施していない
→ 【指導基準7：健康管理・安全確保】参照

指導監督基準7 健康管理・安全確保

認可外保育施設指導監督基準 第7(8) 安全確保

事故発生時に適切な救命処置が可能となるよう、消防署等が実施する救命講習を受講し、緊急通報訓練（119番通報等の訓練）を定期的に実施すること。

（検査の観点）

- ①救命講習を過去3年以内に受講した保育従事者がいない。
- ②関係機関への緊急通報訓練が1年以内に1回も実施されていない。

指導監督基準7 健康管理・安全確保

乳幼児突然死症候群に対する注意 ～睡眠中の死亡事故を防ぐために～

- ▶ 平成30年10月12日付30福保子保第3635号
(都通知)

保育施設における睡眠中の事故防止及び救急対応策の徹底について

https://www.fukushi.metro.tokyo.lg.jp/documents/d/fukushi/ninka4_6_f_3_suimi_n

- ▶ 救急対応策の徹底
 - ・常時複数職員配置の徹底
 - ・緊急時対応マニュアルの作成・見直し
 - ・緊急対応訓練の実施
 - ・救命講習の受講

睡眠中の死亡事故を防ぐために…

＊仰向けに



寝かせることが重要です！

＊何よりも1人にしないこと！

- ★ 医学的な理由で医師からうつぶせ寝をすすめられている場合以外
あわせて仰向けに寝かせてください
- ★ 預け始めの時期は特にきめ細かな注意深い
見守りが重要です
- ★ 機器の使用の有無に関わらず、必ず職員の方
が見守ってください

寝かせ方に配慮を行うこと、安全な睡眠環境を整えることは、窒息や誤飲、けがなどの事故を未然に防ぐことにつながります。具体的には…

- ★ やむを得ず仰向けで寝かせを用いない
- ★ とくに、おは生や他のもの（例：上だけかけた毛布、ふとんカバーの内部の毛、ベッドマットのコート等）を置かない。
- ★ 口の中に異物がないか確認する。
- ★ 3歳未満の赤ちゃんの場合は、寝かせの際の呼吸・体位、睡眠状態等を点検すること
- ★ おもむき、窒息、誤飲、けが等、定期的に子供の呼吸・体位、睡眠状態等を点検すること
- により、呼吸停止等の異常が発生した場合の早期発見、重大な事故や死の予防そのため工夫を

「教育・保育施設における乳幼児の呼吸状態の対応のためガイドライン」より抜粋

＊他にも、窒息のリスクに気付いた場合には、留意点として記録し、共有しましょう。



その他、運営管理・保育内容の指摘事項について

- ・設備等の届出内容と現状に相違がある。
- ・災害等非常時における2方向の避難経路が確保されていない。
- ・乳幼児の避難に適した設備が設けられていない。
- ・調理・調乳に携わる職員の月1回の検便が実施されていない。
- ・労働基準法その他の法令に基づき、事業場ごとに備え付けが義務付けられている帳簿等の整備状況が不十分である。

該当する施設は確認してください

子ども・子育て支援新制度 (特定子ども子育て支援施設)

特定子ども・子育て支援施設とは、令和元年10月から始まった幼児教育・保育の無償化対象施設。子ども・子育て支援法に基づき、市から「特定子ども・子育て支援施設等」としての確認を受けている。

令和6年（2024年）10月以降における認可外保育施設及び認可外保育施設（居宅訪問型）は、「特定子ども・子育て支援施設等確認申請書」の提出があり、認可外保育施設指導監督基準を満たす旨の証明書が発行された施設が無償化対象施設となる。

【文書指摘】

支援提供証明書を交付していない 1件

【根拠法令：八王子市特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業並びに特定子ども・子育て支援施設等の運営の基準に関する条例】

- ・特定子ども・子育て支援提供者（＝特定子ども・子育て支援施設）は、当該支払をした施設等利用給付認定保護者に対し、当該支払に係る特定子ども・子育て支援を提供した日及び時間帯、当該特定子ども・子育て支援の内容、費用の額その他施設等利用費の支給に必要な事項を記載した特定子ども・子育て支援提供証明書を交付しなければならない。

第3章

令和7年度（2025年度）施設運営における注意点
について

保育施設に対する指導監督の組織

(八王子市の場合)

福祉部	子ども家庭部
指導監査課児童担当 (☎042-620-7469)	保育幼稚園課給付担当 (☎042-620-7248)
<ul style="list-style-type: none">・認可外保育施設に対する立入調査・集団指導	<ul style="list-style-type: none">・設置予定者に対する事前指導・開設、変更、廃止、各届出受理・運営状況報告書の徴取・東京都主催の研修案内の送付・認可外保育施設の基準を満たす旨の証明書の交付
	<p>子どもの教育・保育推進課 (幼児教育・保育センター) (☎042-673-3707)</p> <ul style="list-style-type: none">・研修等の実施

連携

注意点①

～届出事項に変更があった場合や、施設を廃止・休止する場合は、1か月以内に保育幼稚園課へ届出が必要です～

▶ 変更等で届出が必要な時

- ① 施設の名称
- ② 設置者の氏名及び住所又は名称及び所在地
- ③ 建物その他の設備の規模及び構造
- ④ 施設の管理者の氏名及び住所
- ⑤ 設置者について、過去に児童福祉法第59条第5項の命令（事業停止命令又は施設閉鎖命令）を受けたか否か

注意点②

～保育中に重大な事故が発生した場合、速やかに報告が必要です～

○ 報告の対象となる重大事故の範囲

- ① 死亡事故
- ② 意識不明事故（どんな刺激にも反応しない状態に陥ったもの）
- ③ 治療に要する期間が30日以上の負傷や疾病を伴う重篤な事故
- ④ 食中毒事案（保育幼稚園課及び保健所に報告）
- ⑤ 園外活動時等における迷子、置き去り、連れ去り等の事案
- ⑥ その他、児童の生命又は心身に重大な被害が生じる事故に直結するような事案
- ⑦ 24時間継続して概ね5日間以上施設に滞在している児童がいる場合

- ▶ 第一報は、原則、事故発生の当日に子どもの教育・保育推進課へ。遅くとも翌日までに報告してください。
- ▶ 報告書の提出先も子どもの教育・保育推進課になります。なお、企業主導型保育施設は、企業主導型保育事業の実施機関である公益財団法人児童育成協会にも報告してください。

① 重大事故【国(都)へ報告】

→子どもの教育・保育推進課(幼児教育・保育センター)に報告

② 重篤な事故に直結するような事件・事故【都へ報告】

→感染症及び食中毒の場合、保育幼稚園課及び八王子市保健所へ報告

感染症及び食中毒以外は、子どもの教育・保育推進課(幼児教育・保育センター)に報告

③ ①②以外の事故等【市へ報告】

ア 傷病等により医療機関を受診した場合(軽微なものや1回限りの受診含む)

イ 午睡中や食事中等に気道閉塞・窒息事故が発生した場合

ウ 食物アレルギー児等への誤食事故が発生した場合

エ 異物混入や誤食等、給食が原因の事故が発生した場合

オ 誤飲(食べ物以外)、誤食(食べ物)、異物(眼、鼻、耳等)事故が発生した場合

カ その他、市が必要と判断した場合

③の場合、子どもの教育・保育推進課(幼児教育・保育センター)への速報を要する事故(救急車要請、心肺蘇生、AED、気道異物除去を行った、事件や火事等で110番・119番通報を行った、その他、施設又は市が必要と判断した場合)の場合は直ちに電話にて報告する。

それ以外の提出は原則、事故発生から1ヶ月程度、状況確認を行った上で報告する。

①②③、それぞれ
別の様式です。

(参考: 令和7年(2025年)4月1日付 八王子市幼児教育・保育施設等における事故発生時の
対応について(通知))

注意点③

～「ここdeサーチ」について～

- ▶ 令和6年度より、デジタル社会形成基本法等の一部を改正する法律により、児童福祉法第59条の2の2が改正され、提供する保育サービス内容について、現行の「書面での掲示」に加え、「インターネットでの掲示」が義務化されました。市内の認可外保育施設は、現在、子ども・子育て支援情報公表システム（ここdeサーチ）に登録・掲載されています。
- ▶ 掲載する情報
 - ①事業所の名称 ②所在地 ③事業開始年月日 ④開所時間 ⑤提供するサービスの内容
 - ⑥提供するサービスの利用料金 ⑦保育料以外の実費 ⑧利用料金に変更を生じたことがある場合、そのうち直近のものの内容と理由 ⑨入所定員 ⑩保有する資格等 ⑪研修等の受講状況
 - ⑫契約している保険の種類、保険事故、保険金額 ⑬提携している医療機関の名称、所在地、提携内容・緊急時等における対応方法 ⑭非常災害対策 ⑮虐待の防止のための措置に関する事項 ⑯過去に児童福祉法第59条第5項の命令（事業停止命令又は施設閉鎖命令）を受けたことがあるなど
- ▶ 「ここdeサーチ」掲載内容について変更がある場合は、保育幼稚園課に連絡をお願いします。

ここde.サーチ
こども・そだての情報は「ここde.サーチ」で!

知りたい地域の認定こども園や保育所、幼稚園などの情報を、お住まいの地域や最寄り駅などから検索することができます。施設の詳細が地図情報とあわせて閲覧できます。

 **近くの施設を探したい**
現在地から近くの児童施設を検索できます。

 **もっと詳しく調べたい**
条件を指定して児童施設を検索できます。



**こどもみんな
こども家庭庁**

**WAM NET 子育て支援
コンテンツのご紹介**

こども家庭庁へのリンクです。（令和5年4月1日～）
「子ども・子育て」に関するコンテンツはこちらから

WAM NETでは妊娠期から就学期まで子育てに役立つ様々な情報を掲載しています。ぜひご活用ください。
(「子育て・介護と仕事の両立支援情報ポータル」へリンク)

全国の教育・保育施設検索サイト（子ども・子育て支援情報公表システム）

ここde.サーチ 始まります

おうち近くの施設はどこかなあ
どんな保育施設があるのかなあ
友達は何人くらいいるのかなあ
休日に利用できる施設はないかなあ
月々の費用はいくらぐらいかなあ

令和2年9月30日スタート
お近くの教育・保育施設を検索できるシステムです。

ここde.サーチ **検索**
または **WAMNET（ワムネット）** **検索**

 **ここde.サーチ**
こども・そだての情報は「ここde.サーチ」で!
<https://www.wam.go.jp/kokodesearch/>



内閣府 厚生労働省 山田

注意点④

～職員による虐待に関する通報義務について～

職員による虐待等の発見時における通報義務等の仕組みが新たに設けられました。これは、子どもや保護者が安心して施設を利用する環境づくりを目的としており、虐待の未然防止や発生時の迅速な対応を図るもので

詳しくは、令和7年（2025年）9月29日付、子どもの教育・保育推進課（幼児教育・保育センター）からの事務連絡を確認してください。

○虐待等の疑い又は虐待等があった場合の対応

- (1) 虐待を受けたと思われる子どもを発見した場合には、速やかに市へ通報する。
- (2) 虐待と疑われる事案を発見した場合には、市へ情報提供・相談を行う。
- (3) 対象となった子どもと保護者、その他の子ども、保護者、施設職員への心理的・身体的ケアを適切に行う。

(参考) 幼児教育・保育センター（子どもの教育・保育推進課）

発達が気になるなど保育に関する相談が受けられます。

(電話) 042-673-3707 (月～金 9:00～12:00、13:00～16:00)

注意点⑤ ～研修について～

指導監督基準5 保育内容

保育従事者の人間性と専門性の向上

～保育所保育指針を理解させる機会を設けるなど、保育従事者の人間性と専門性の向上を図るよう努めているか～

(検査の観点)

- ・施設内研修等の機会を設けるなど保育従事者の質の向上に努めているか。
- ・外部研修等への参加があるか。

子どもの教育・保育推進課より、研修案内が送付されているので、ご参加ください。研修の開催が近づくと、メールで案内が届きます。。

注意点⑥

～令和7年度の指導検査において、指摘が多かったもの～

- ① 健康診断が適正に行われていない
- ② 調理・調乳担当者の検便が未実施である

① (児童の) 健康診断が適正に行われていない

指導監督基準7 健康管理・安全確保

◎乳幼児の健康診断

継続して保育している乳幼児の健康診断を入所時及び1年に2回、学校保健安全法に規定する健康診断に準じて実施。

○入所時の健康診断

保護者からの健康診断結果（4ヶ月以内に検診を受診しているものに限る）の提出がある場合等は、これにより入所時の健康診断がなされたものとみなしてよい。

○1年に2回の健康診断の実施

施設において直接実施できない場合は、保護者から健康診断書又は母子健康手帳の写し（おおむね6ヶ月以内の乳幼児健診の記録）の提出を受けること。

② 調理・調乳担当者の検便が未実施である

指導監督基準7 健康管理・安全確保**職員の健康診断**

～調理、調乳に携わる職員には、月1回検便を実施しているか～

- 調理従事者及び調乳担当者の検便を適切に行うこと
- 雇い入れの際及び調理又は調乳業務への配置換えについても適切に行うこと
従事開始日から遡って1ヵ月以内に、実施及び確認したうえで従事させること
- 検便検査には、腸管出血性大腸菌の検査を含めることとし、10月から3月までの間には、月に1回以上又は必要に応じてノロウイルスの検便検査に努めること

注意点⑦

令和7年9月から、第1子無償化に伴い、給付限度額が変わりました。



八王子市
子育て応援サイト

Select Language GO

救急診療 医療機関情報 施設マップ 相談窓口

現在の位置 ホーム > 組織から探す > 保育幼稚園課 > 保育幼稚園課（給付担当）
> 認可外保育施設を利用するお子さんにかかる幼児教育・保育の無償化について【2】

認可外保育施設を利用するお子さんにかかる 幼児教育・保育の無償化について【2】

更新日：2024年05月31日

無償化の対象範囲（給付限度額）

施設の種別等に応じて、限度額が異なります。（下表はすべて月額上限額です。）

保育を必要とする場合、
市民税非課税世帯で0～2歳児クラスのお子さんは、施設等利用給付認定新3号認定、
3～5歳児クラスのお子さんは、施設等利用給付認定新2号認定を受ける必要があります。
(保育を必要としない場合は、認定を受ける手続きは不要です。)
保育の必要性の認定を受けるための手続きに関して、詳しくは「認可外保育施設を利用するお子さんにかかる幼児教育・保育の無償化について【1】」をご覧ください。

→ [認可外保育施設を利用するお子さんにかかる幼児教育・保育の無償化について【1】](#)

保育幼稚園課（給付担当）

- 災害時における八王子市内保育所等の臨時休園等のガイドラインについて
- 家庭的保育者
- 認証保育所
- 小規模保育事業
- 事業所内保育事業
- 認可外保育施設について

注意点⑧

～令和8年度から、こども誰でも通園制度が始まります～

全ての子育て家庭に対して、多様な働き方やライフスタイルにかかわらない形での支援を強化するため、月一定時間までの利用可能枠の中で、就労要件を問わず時間単位等で柔軟に利用できる

【対象児童】

保育所、認定こども園、地域型保育事業等に通っていない0歳6か月から満3歳未満の未就学児

【実施施設】

保育所、幼稚園、認定こども園、家庭的保育事業所、小規模保育事業所、企業主導型保育所、認可外保育施設等

参考として、ご確認ください。

八王子市～未就園児すくなく通園事業～

https://kosodate.city.hachioji.tokyo.jp/soshiki/hoikuyochienka/hoikuyochienka_kyufutan/to/2821.html

第4章 令和6年度（2024年度）の集団指導の 結果について

令和6年度(2024年度)集団指導の結果について①

○対象施設

- | | |
|--------------|------|
| ・ベビーホテル | 1施設 |
| ・事業所内保育施設 | 19施設 |
| ・院内保育 | 11施設 |
| ・その他（認証保育所含） | 11施設 |

計42施設

令和6年度(2024年度)集団指導の結果について②

- 受講施設数

令和6年度

42施設中

36施設(85.7%)

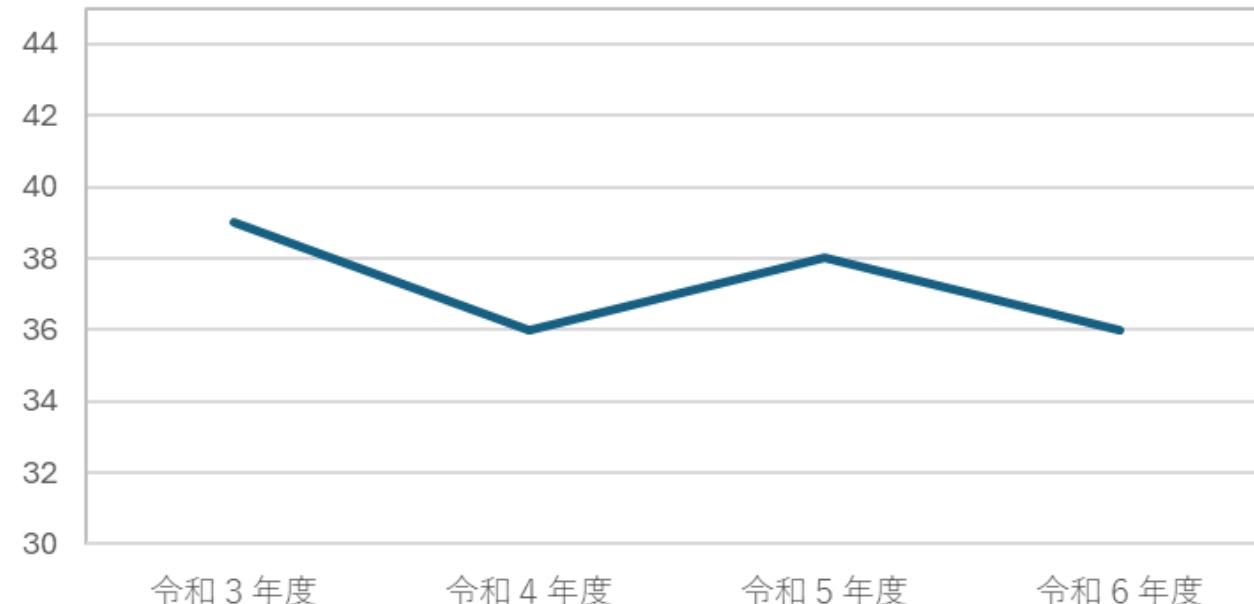
(参考)

令和5年度 38/42 (90.5%)

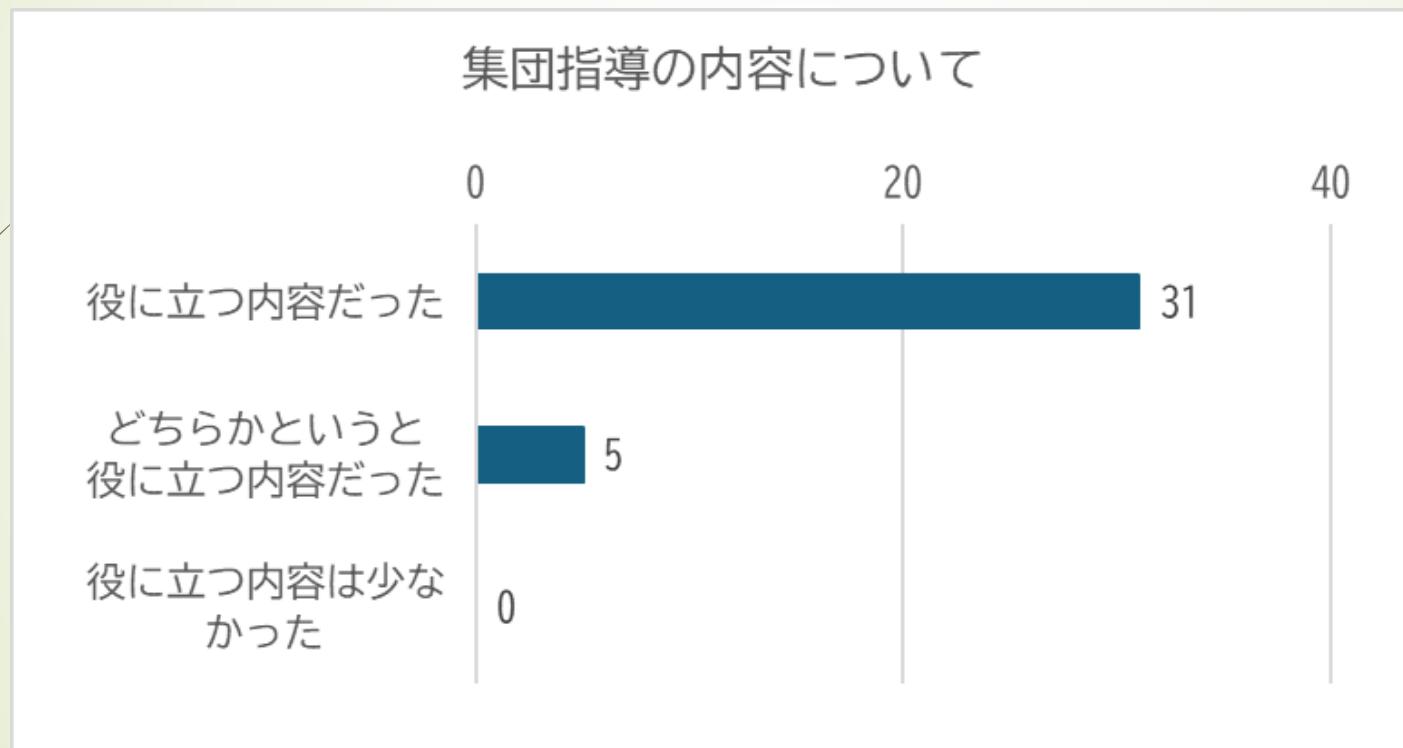
令和4年度 36/44 (81.8%)

令和3年度 39/47 (82.9%)

集団指導の受講数について

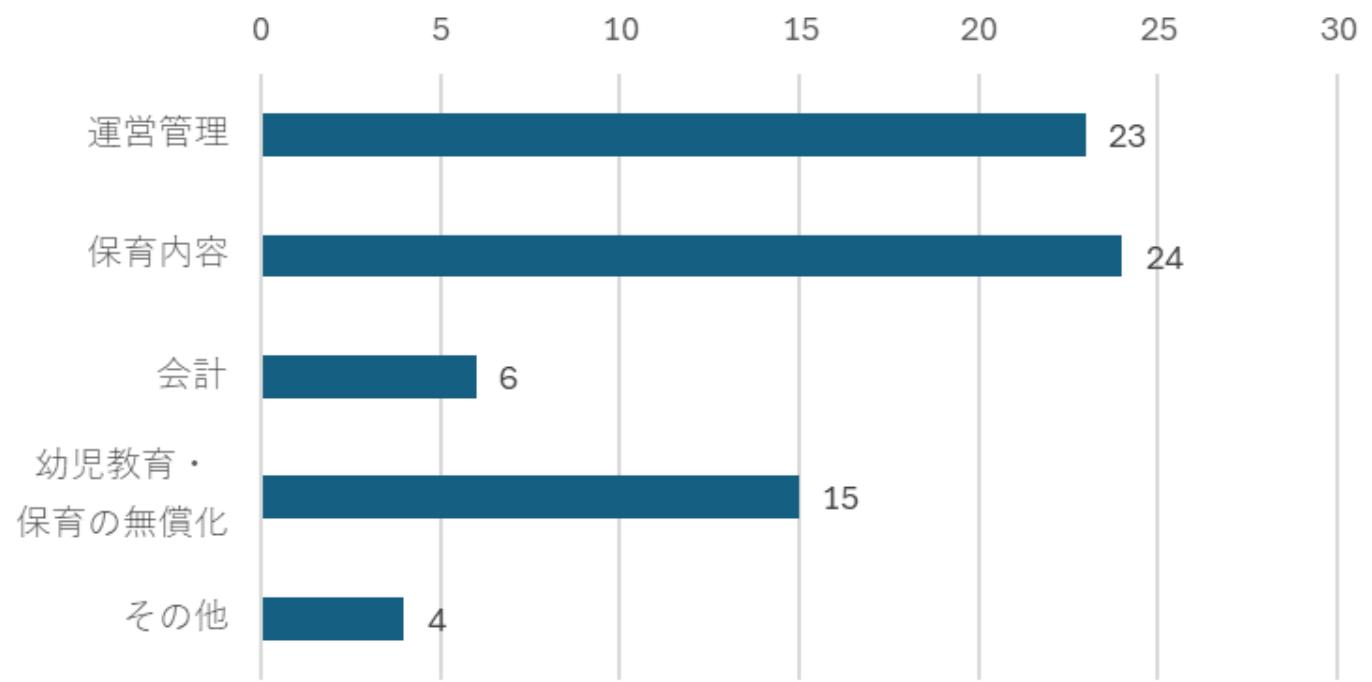


令和6年度(2024年度)集団指導のアンケート結果③



令和6年度(2024年度)集団指導のアンケート結果④

今後の集団指導で取り上げてほしいテーマ



終わりに

以上で、令和7年度の認可外保育施設の指導検査に関する集団指導は終了となります。

受講いただき、ありがとうございました。メールに添付した受講確認票の提出をもって、集団指導の受講終了となります。受講確認票は、12月12日(金)までに、提出をお願いします。

ご清聴ありがとうございました。

